

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第9号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(猟銃用火薬類等の譲受許可数量) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>公益財団法人日本スポーツ協会</u> の加盟団体である公益社団法人日本ライフル射撃協会又は一般社団法人日本クレー射撃協会の会員で、 <u>国民スポーツ大会</u> 又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。 3 略	(猟銃用火薬類等の譲受許可数量) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>公益財団法人日本体育協会</u> の加盟団体である公益社団法人日本ライフル射撃協会又は一般社団法人日本クレー射撃協会の会員で、 <u>国民体育大会</u> 又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。 3 略

附 則

この規則は、平成35年1月1日から施行する。ただし、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める部分は、公布の日から施行する。